

I C 証票取扱規則の変更について

標記規定を下記のとおり変更いたします。

記

1. 変更する規程

I C 証票取扱規則

2. 変更の効力発生日

2021年10月1日

3. 変更の内容

_____ : 変更箇所

変更後	変更前
I C 証票取扱規則 (省略) 一部改定 2021年 6月 1日 一部改定 2021年10月 1日	I C 証票取扱規則 (省略) 一部改定 2021年 6月 1日
第21条 <u>削除</u>	<u>(利用額割引)</u> 第21条 旅客が第14条の規定により当社グループ線を利用する際のポストペイサービスによる支払い運賃(以下「ポストペイ普通運賃」という。)に対して、当社グループは適用条件を定めた所定の割引(以下「利用額割引」という。)を適用します。ただし、運送約款第24条に規定する割引を適用する場合は、この限りではありません。 2 旅客が第14条の規定によらず当社グループ線を利用する際のポストペイサービスによる支払い運賃(以下「ポストペイ減額運賃」という。)に対して、当社グループは利用額割引を適用しません。 3 当社は、ポストペイ機能付き I C 証票発行者が当社に対して第1項及び第2項に定める運賃を立替払いすることを、旅客が予め異議なく承諾したものとみなします。 4 第1項及び第2項に定める運賃は、I C 証票発行者の規定により決済されます。 5 当社グループは、当社グループ線においてポストペイサービスを利用する旅客に対し、国土交通大臣又は地方運輸局長に届け出たところにより第1項に定める利用額割引を適用します。
第22条 <u>削除</u>	<u>(利用額割引の計算)</u> 第22条 利用額割引の計算は、第20条に定める運賃計算期間内における同一の I C 証票の使用によるポストペイ普通運賃の総額に対して、別表3に定める適用区分毎にそれぞれの通減率を乗じ、その金額(1銭未満切り捨て)を合算(1円未満切り捨て)します。 2 前項に定める計算は、当社グループが別に定める特別の適用条件を付した場合は、第1項の規定にかかわらず当該適用条件を適用します。
<u>(1ヵ月定額型(運賃区間別)サービス)</u> 第23条 当社は、ポストペイ普通運賃に対して適用条件を定めた所定の <u>運賃</u> (以下「 <u>1ヵ月定額型サービス</u> 」という。)を適用します。ただし、運送約款第24条に規定する割引を適用する場合は、この限りではありません。	<u>(登録型割引)</u> 第23条 当社は <u>利用額割引とは別に</u> 、ポストペイ普通運賃に対して適用条件を定めた所定の割引(以下「 <u>登録型割引</u> 」という。)を適用します。ただし、運送約款第24条に規定する割引を適用する場合は、この限りではありま

<p>2 <u>ポストペイ減額運賃</u>に対して、当社は<u>1ヵ月定額型サービス</u>を適用しません。</p> <p>3 <u>1ヵ月定額型サービス</u>は、IC証票の記名本人が株式会社スルッとKANSAIが運営するPiTaPaホームページ内の会員専用インターネットサービス「PiTaPa倶楽部」から登録の手続きを行った場合に限り適用します。</p> <p>4 当社が設定する<u>1ヵ月定額型サービス</u>の名称、適用旅客、設定サービス、運賃額等の内容は、別表4に定めます。</p> <p>5 当社は、ポストペイ機能付きIC証票発行者が当社に対して第1項及び第2項に定める運賃を立替払いすることを、旅客が予め異議なく承諾したものとみなします。</p> <p>6 第1項及び第2項に定める運賃は、IC証票発行者の規定により決済されます。</p> <p>7 当社は、当社線においてポストペイサービスを利用する旅客に対し、国土交通大臣又は地方運輸局長に届け出たところにより、第1項の<u>1ヵ月定額型サービス</u>を適用します。</p>	<p>せん。</p> <p>2 <u>ポストペイ減額運賃</u>に対して、当社は<u>登録型割引</u>を適用しません。</p> <p>3 <u>登録型割引</u>は、IC証票の記名本人が株式会社スルッとKANSAIが運営するPiTaPaホームページ内の会員専用インターネットサービス「PiTaPa倶楽部」から登録の手続きを行った場合に限り適用します。</p> <p>4 当社が設定する<u>登録型割引</u>の名称、適用旅客、設定サービス、運賃額等の内容は、別表4に定めます。</p> <p>5 当社は、ポストペイ機能付きIC証票発行者が当社に対して第1項及び第2項に定める運賃を立替払いすることを、旅客が予め異議なく承諾したものとみなします。</p> <p>6 第1項及び第2項に定める運賃は、IC証票発行者の規定により決済されます。</p> <p>7 当社は、当社線においてポストペイサービスを利用する旅客に対し、国土交通大臣又は地方運輸局長に届け出たところにより、第1項の<u>登録型割引</u>を適用します。</p>
<p>(<u>1ヵ月定額型サービス</u>の適用の計算・区分等)</p> <p>第24条 <u>1ヵ月定額型サービス</u>の計算・区分等は、第20条に定める運賃計算期間内において、<u>1ヵ月定額型サービス</u>の登録が適用対象月末日終了時点で有効である場合に限り、適用対象月が登録されたIC証票の使用によるポストペイ普通運賃に対して、次の各号の計算・区分等を行います。</p> <p>(1) <u>1ヵ月定額型サービス</u>の適用区間は、旅客が乗車した停留所から起算し、登録された設定サービスの運賃以下の区間内の停留所までとします。</p> <p>(2) 旅客が乗車した停留所から起算し、登録された設定サービスの運賃以下の区間内の停留所を超えて乗車した場合は、<u>1ヵ月定額型サービス</u>は適用されません。この場合、乗車した区間の運賃を収受します。</p> <p>(3) <u>削除</u></p> <p>(4) 第20条に定める1ヵ月間に、第1号に定める適用区間内において1回以上乗車した場合に<u>1ヵ月定額型サービス</u>として計算します。</p> <p>(5) 深夜割増を適用する運行便においては、第1号に定める適用区間内での利用に限り、普通運賃相当部分と深夜割増相当部分に区分して計算します。この場合、普通運賃相当部分については<u>1ヵ月定額型サービス</u>として計算し、深夜割増相当部分については<u>普通運賃</u>として計算します。なお、第1号に定める適用区間を超えて乗車した場合は、第2号の規定により計算します。</p> <p>(6) <u>1ヵ月定額型サービス</u>の対象は、<u>1ヵ月定額型サービス</u>が登録されたIC証票の記名本人の利用のみとし、同伴者の利用は対象となりません。第1号に定める適用区間内において<u>1ヵ月定額型サービス</u>が登録されたIC証票の利用について複数人精算で運賃を収受した場合、同伴者分の運賃は<u>1ヵ月定額型サービス</u>が適用されません。</p> <p>(7) <u>1ヵ月定額型サービス</u>と運送約款第24条に規定する割引との重複割引は適用しません。</p>	<p>(<u>登録型割引</u>の適用の計算・区分等)</p> <p>第24条 <u>登録型割引</u>の計算・区分等は、第20条に定める運賃計算期間内において、<u>登録型割引</u>の登録が適用対象月末日終了時点で有効である場合に限り、適用対象月が登録されたIC証票の使用によるポストペイ普通運賃に対して、次の各号の計算・区分等を行います。</p> <p>(1) <u>登録型割引</u>の適用区間は、旅客が乗車した停留所から起算し、登録された設定サービスの運賃以下の区間内の停留所までとします。</p> <p>(2) 旅客が乗車した停留所から起算し、登録された設定サービスの運賃以下の区間内の停留所を超えて乗車した場合は、<u>登録型割引</u>は適用されません。この場合、乗車した区間の運賃を収受し、<u>利用額割引</u>を適用します。</p> <p>(3) 第1号に定める適用区間内においては、<u>登録型割引</u>が<u>利用額割引</u>に優先して適用されます。</p> <p>(4) 第20条に定める1ヵ月間に、第1号に定める適用区間内において1回以上乗車した場合に<u>登録型割引</u>として計算します。</p> <p>(5) 深夜割増を適用する運行便においては、第1号に定める適用区間内での利用に限り、普通運賃相当部分と深夜割増相当部分に区分して計算します。この場合、普通運賃相当部分については<u>登録型割引</u>として計算し、深夜割増相当部分については<u>利用額割引</u>として計算します。なお、第1号に定める適用区間を超えて乗車した場合は、第2号の規定により計算します。</p> <p>(6) <u>登録型割引</u>の対象は、<u>登録型割引</u>が登録されたIC証票の記名本人の利用のみとし、同伴者の利用は対象となりません。第1号に定める適用区間内において<u>登録型割引</u>が登録されたIC証票の利用について複数人精算で運賃を収受した場合、同伴者分の運賃は<u>登録型割引</u>、<u>利用額割引</u>いづれも適用されません。</p> <p>(7) <u>登録型割引</u>と運送約款第24条に規定する割引との重複割引は適用しません。</p>
<p>(<u>1ヵ月定額型サービス</u>の登録、変更または取消の手続き)</p> <p>第25条 旅客が当社が設定する<u>1ヵ月定額型サービス</u>を登録、変更または取消するには、IC証票の記名本人が株式会社スルッとKANSAIが運営するPiTaPaホームページ内の会員専用インターネットサービス「PiTaPa倶楽部」から手続きを行わなければなりません。当社の営業所等においては、<u>1ヵ月定額型サービス</u>の登録、変更または取消に関する手続きは取り扱いません。</p>	<p>(<u>登録型割引</u>の登録、変更または取消の手続き)</p> <p>第25条 旅客が当社が設定する<u>登録型割引</u>を登録、変更または取消するには、IC証票の記名本人が株式会社スルッとKANSAIが運営するPiTaPaホームページ内の会員専用インターネットサービス「PiTaPa倶楽部」から手続きを行わなければなりません。当社の営業所等においては、<u>登録型割引</u>の登録、変更または取消に関する手続きは取り扱いません。</p>

<p>2 <u>1ヵ月定額型サービス</u>の登録、変更または取消の手続きは、旅客が希望する適用月の前月1日から当月15日までの間に受け付けます。</p> <p>3 旅客はIC証票1枚につき、当社の<u>1ヵ月定額型サービス</u>の設定サービスを1つ登録することができます。</p> <p>4 その他<u>1ヵ月定額型サービス</u>の登録、変更または取消に関する手続きは、株式会社スルーとKANSAIが定める規程等によります。</p>	<p>2 <u>登録型割引</u>の登録、変更または取消の手続きは、旅客が希望する適用月の前月1日から当月15日までの間に受け付けます。</p> <p>3 旅客はIC証票1枚につき、当社の<u>登録型割引</u>の設定サービスを1つ登録することができます。</p> <p>4 その他<u>登録型割引</u>の登録、変更または取消に関する手続きは、株式会社スルーとKANSAIが定める規程等によります。</p>
---	--

<p>(<u>1ヵ月定額型サービスの適用期間</u>)</p> <p>第26条 <u>1ヵ月定額型サービス</u>の適用期間は月単位（毎月1日～末日）とし、旅客は当月または翌月から12ヵ月先までの任意の月、または無期限を選択することができます。なお、適用期間を無期限で登録した場合は、解除するまで無期限で自動的に更新されます。</p> <p>2 <u>1ヵ月定額型サービス</u>を1日から同月15日までに登録した場合は、旅客は当月または翌月から適用月の開始を選択することができます。16日から同月末日までに登録した場合は、翌月から適用月を開始します。</p> <p>3 <u>1ヵ月定額型サービス</u>を1日から同月15日までに取消した場合は、適用月は前月末までとなり、当月から取消されます。16日から同月末日までに取消した場合は、適用月は当月末までとなり、翌月から取消されます。</p>	<p>(<u>登録型割引の適用期間</u>)</p> <p>第26条 <u>登録型割引</u>の適用期間は月単位（毎月1日～末日）とし、旅客は当月または翌月から12ヵ月先までの任意の月、または無期限を選択することができます。なお、適用期間を無期限で登録した場合は、解除するまで無期限で自動的に更新されます。</p> <p>2 <u>登録型割引</u>を1日から同月15日までに登録した場合は、旅客は当月または翌月から適用月の開始を選択することができます。16日から同月末日までに登録した場合は、翌月から適用月を開始します。</p> <p>3 <u>登録型割引</u>を1日から同月15日までに取消した場合は、適用月は前月末までとなり、当月から取消されます。16日から同月末日までに取消した場合は、適用月は当月末までとなり、翌月から取消されます。</p>
--	--

<p>(省略)</p> <p>附 則（2021年 6月 1日改定） この規則は、2021年6月1日から適用します。</p> <p>附 則（2021年10月 1日改定） この規則は、2021年10月1日から適用します。</p>	<p>(省略)</p> <p>附 則（2021年 6月 1日改定） この規則は、2021年6月1日から適用します。</p>
--	---

変更後	別表3 <u>削除</u>																																																																								
変更前	別表3（第22条第1項関係） <u>適用区分及び通減率</u>																																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th colspan="2">適用区分</th> <th>通減率</th> <th>割引率</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th colspan="2">【参考】利用額</th> <th></th> <th>【参考】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>2,000円部分に対して</td> <td>0円から</td> <td>2,000円まで</td> <td>1.00</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>140円部分に対して</td> <td>2,000円を越えて</td> <td>2,140円まで</td> <td>0.00</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>1,000円部分に対して</td> <td>2,140円を越えて</td> <td>3,140円まで</td> <td>1.00</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>70円部分に対して</td> <td>3,140円を越えて</td> <td>3,210円まで</td> <td>0.00</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>1,000円部分に対して</td> <td>3,210円を越えて</td> <td>4,210円まで</td> <td>1.00</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>70円部分に対して</td> <td>4,210円を越えて</td> <td>4,280円まで</td> <td>0.00</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>1,000円部分に対して</td> <td>4,280円を越えて</td> <td>5,280円まで</td> <td>1.00</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>⑧</td> <td>70円部分に対して</td> <td>5,280円を越えて</td> <td>5,350円まで</td> <td>0.00</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>⑨</td> <td>1,000円部分に対して</td> <td>5,350円を越えて</td> <td>6,350円まで</td> <td>1.00</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>⑩</td> <td>70円部分に対して</td> <td>6,350円を越えて</td> <td>6,420円まで</td> <td>0.00</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 適用区分及び通減率は①～⑩を1サイクルとする。 ⑩（利用額6,420円）を越える場合は、①～⑩のサイクルを繰り返す。</p> <p>注2) 適用区分及び通減率は、大人・小児共通とする。</p>				適用区分		通減率	割引率			【参考】利用額			【参考】	①	2,000円部分に対して	0円から	2,000円まで	1.00	0%	②	140円部分に対して	2,000円を越えて	2,140円まで	0.00	100%	③	1,000円部分に対して	2,140円を越えて	3,140円まで	1.00	0%	④	70円部分に対して	3,140円を越えて	3,210円まで	0.00	100%	⑤	1,000円部分に対して	3,210円を越えて	4,210円まで	1.00	0%	⑥	70円部分に対して	4,210円を越えて	4,280円まで	0.00	100%	⑦	1,000円部分に対して	4,280円を越えて	5,280円まで	1.00	0%	⑧	70円部分に対して	5,280円を越えて	5,350円まで	0.00	100%	⑨	1,000円部分に対して	5,350円を越えて	6,350円まで	1.00	0%	⑩	70円部分に対して	6,350円を越えて	6,420円まで	0.00	100%
		適用区分		通減率	割引率																																																																				
		【参考】利用額			【参考】																																																																				
①	2,000円部分に対して	0円から	2,000円まで	1.00	0%																																																																				
②	140円部分に対して	2,000円を越えて	2,140円まで	0.00	100%																																																																				
③	1,000円部分に対して	2,140円を越えて	3,140円まで	1.00	0%																																																																				
④	70円部分に対して	3,140円を越えて	3,210円まで	0.00	100%																																																																				
⑤	1,000円部分に対して	3,210円を越えて	4,210円まで	1.00	0%																																																																				
⑥	70円部分に対して	4,210円を越えて	4,280円まで	0.00	100%																																																																				
⑦	1,000円部分に対して	4,280円を越えて	5,280円まで	1.00	0%																																																																				
⑧	70円部分に対して	5,280円を越えて	5,350円まで	0.00	100%																																																																				
⑨	1,000円部分に対して	5,350円を越えて	6,350円まで	1.00	0%																																																																				
⑩	70円部分に対して	6,350円を越えて	6,420円まで	0.00	100%																																																																				

変更後	別表4（第23条第4項関係） 当社が設定する <u>1ヵ月定額型（運賃区間別）サービス</u> の内容												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>適用旅客</th> <th>設定サービス</th> <th>運賃額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>阪急バス <u>1ヵ月定額型（運賃区間別）サービス</u></td> <td>PiTaPa 一般カードまたはジュニアカードを所持する旅客</td> <td>160円区間～940円区間 ※上記の運賃区間内において10円単位で登録可能</td> <td>1ヵ月間（毎月1日～末日）の運賃額は、以下の計算式により算出した額とする。 【計算式】 登録運賃区間額×60×0.72 (10円未満の端数は10円単位に四捨五入)</td> </tr> <tr> <td><u>1ヵ月定額型（運賃区間別）サービス</u>が適用されない路線・区間</td> <td colspan="3">(阪急バス) 箕面循環線、千里丘循環線、長岡京循環線、豊能町内線、猪名川町内線、宝塚すみれ墓苑線、清荒神線、催事輸送、梅田エキスポシティ線、市立吹田サッカースタジアム線、長尾山霊園線、向日市コミュニティバス、高速バス (神鉄バス) 全路線</td> </tr> </tbody> </table>		名称	適用旅客	設定サービス	運賃額	阪急バス <u>1ヵ月定額型（運賃区間別）サービス</u>	PiTaPa 一般カードまたはジュニアカードを所持する旅客	160円区間～940円区間 ※上記の運賃区間内において10円単位で登録可能	1ヵ月間（毎月1日～末日）の運賃額は、以下の計算式により算出した額とする。 【計算式】 登録運賃区間額×60×0.72 (10円未満の端数は10円単位に四捨五入)	<u>1ヵ月定額型（運賃区間別）サービス</u> が適用されない路線・区間	(阪急バス) 箕面循環線、千里丘循環線、長岡京循環線、豊能町内線、猪名川町内線、宝塚すみれ墓苑線、清荒神線、催事輸送、梅田エキスポシティ線、市立吹田サッカースタジアム線、長尾山霊園線、向日市コミュニティバス、高速バス (神鉄バス) 全路線		
名称	適用旅客	設定サービス	運賃額										
阪急バス <u>1ヵ月定額型（運賃区間別）サービス</u>	PiTaPa 一般カードまたはジュニアカードを所持する旅客	160円区間～940円区間 ※上記の運賃区間内において10円単位で登録可能	1ヵ月間（毎月1日～末日）の運賃額は、以下の計算式により算出した額とする。 【計算式】 登録運賃区間額×60×0.72 (10円未満の端数は10円単位に四捨五入)										
<u>1ヵ月定額型（運賃区間別）サービス</u> が適用されない路線・区間	(阪急バス) 箕面循環線、千里丘循環線、長岡京循環線、豊能町内線、猪名川町内線、宝塚すみれ墓苑線、清荒神線、催事輸送、梅田エキスポシティ線、市立吹田サッカースタジアム線、長尾山霊園線、向日市コミュニティバス、高速バス (神鉄バス) 全路線												

変更前	別表4（第23条第4項関係） 当社が設定する <u>登録型割引</u> の内容								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>適用旅客</th> <th>設定サービス</th> <th>運賃額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		名称	適用旅客	設定サービス	運賃額				
名称	適用旅客	設定サービス	運賃額						

	<p>阪急バス 登録型割引 (1ヵ月定額 サービス)</p>	<p>PiTaPa 一般 カードまた はジュニア カードを所 持する旅客</p>	<p>160 円区間～940 円区間 ※上記の運賃区間にお いて 10 円単位で登録 可能</p>	<p>1ヵ月間（毎月1日～末日）の運賃額は、 以下の計算式により算出した額とする。 【計算式】 登録運賃区間額×60×0.72 (10円未満の端数は10円単位に四捨五入)</p>
	<p>登録型割引が 適用されない 路線・区間</p>	<p>(阪急バス) 箕面循環線, 千里丘循環線, 長岡京循環線, 豊能町内線, 猪名川町内線, 宝塚すみれ墓苑線, 清荒神線, 催事輸送, 梅田エキスポシティ線, 市立吹田サッカー スタジアム線, 長尾山霊園線, 向日市コミュニティバス, 高速バス (神鉄バス) 全路線</p>		

以 上